

第2回鳥獣害防止森林区域に関する有識者会議 説明資料

H28.6.10
鹿児島県伊佐市

1 伊佐市の森林・林業の現状

伊佐市は鹿児島県の北端に位置し、北を熊本県、東の山間部を宮崎県と隣接する周囲を山に囲まれた盆地で気象条件は寒暖差の大きい内陸性気候である。

(1) 伊佐市の森林

総面積	39,236ha
林野面積	27,767ha (総面積の 71%)
国有林	12,882ha
民有林	14,885ha (林野面積の 54%) ※森林整備計画区域面積
人工林	10,943ha (人工林率 74%) ヒノキ (78%)・スギ (19%)
天然林・無立木地	3,942ha

○市有林の面積 1,835ha (直営 1,405ha 分収林 430ha)
内、経営委託 667ha

○森林経営計画の認定面積 3,680ha (民有林の 25%)

大臣認定	3 団地	760ha
県知事認定	2 団地	608ha
市認定 (区域計画)	9 団地	2,249ha
(林班計画)	1 団地	63ha

(2) 伐採届の届出の推移

	H25	H26	H27
伐採面積	24ha	76ha	92ha
内、人工林	12ha	46ha	71ha
再造林	2ha	14ha	

- ① 主伐面積は年々増加傾向
- ② H25 年度と比較しても、伐採（主伐）が急激に増加。
- ③ 再造林率は、H26 年度 31% である。

(3) 林業従事者及び林業事業体数

林業従事者	199 人
事業体数	12 事業体
	森林組合 1 事業体
	生産森林組合 1 事業体
	林業事業体 4 事業体
	製材業 6 事業体

2 伊佐市内の森林における鳥獣被害の状況

(1) 被害状況

シカによる立木の剥皮（ヒノキが主）、シカ・ノウサギによる食害が見られるが、詳しい状況の把握は難しい。

(2) 再造林と鳥獣被害防止柵の設置の状況

○私有林においては、再造林が進まない現状

人工林伐跡地では、鳥獣被害防止柵の設置を推進している。

➢ 設置費用が所有者に重くのしかかっている。

➢ 補助事業を活用しても、仕入れに要する費用が、標準単価（資材単価+労務単価）を大きく上回っている。大量に仕入れないと単価を下げるこ^とにつながらない。

天然林伐採跡地では、天然更新を行おうとしている。

➢ ぼう芽するとシカによる食害を受け、更新に至らない現状がみられる。

○公有林においては、「造林+鳥獣被害防止柵」の取組を行っている。

分収林伐採跡地や台風15号被害地における主伐後の再造林地において、造林作業に加え、鳥獣被害防止柵の設置を行っている。

➢ 費用について、森林経営計画に基づく施業により生じた間伐材の販売代金（収益）を造林、鳥獣被害防止柵の設置費用の所有者負担分に充てている（一般財源の持ち出しにつながる。）

➢ 費用負担、労働負担が大きいうえに、設置後の維持管理、最終的な撤去のことを考慮すると一般財源の持ち出しをしない仕組みを作る必要がある。

(3) 鳥獣害防止柵設置時における対策

➢ 現地の状況に合わせた鳥獣被害防止柵の設置を検討。

侵入方法	造林地の状況	対応
潜り抜け	起伏が激しい、岩が地表に多い、増水時に川ができる	スカートネット併用
飛び越え	急傾斜地、起伏激しい	高さのあるネットを採用
網目抜け	被害動物が多種にわたる	網目を小さくする
噛み切り	鳥獣害の生息密度が高い、獣道をネットがさえぎっている	ステンレス入りネット
体当たり	大型動物の生息密度が高い	網の中央部に補強ロープ

(4) 森林整備に係る市単独補助による支援

除間伐	除間伐等の森林整備実施に要する経費
人工造林	地拵え、植付、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去に要する経費等の人工造林に係る経費の内、市長が認める経費
付帯施設整備	付帯施設の設置に要する経費

3 新たな森林計画制度に対する意見

(1) 鳥獣害防止森林区域の対象

被害に遭っている全ての森林に対して対策を講ずるとなると、現実的に困難である。森林所有者の費用負担や対策に要する労力等を勘案した場合、対象とする森林は、伐採後に再造林を行う森林のみとし、現に被害を受けている森林については、任意とすべきである。

森林内や周辺農地での有害鳥獣の被害が確認される区域については、その有害鳥獣の生息地とみなすことができ、そのシカの移動距離を考慮すると、想定区域はある程度広域になる。

伊佐市の森林整備計画の場合では、11箇所の森林整備区域を定めて、それに基づいて森林経営計画の認定の多くはなされている。このため、鳥獣害防止森林区域については、森林整備区域を基本単位として考える方が、現在の森林経営計画の認定者にも受け入れやすく、現行の森林経営計画に即した設定になると思われる。

(2) 鳥獣害の防止の方法について

鳥獣害防止に対する標準的な方法として、現在ある様々な方法を列記して例示し、市町村森林整備計画に記載する鳥獣害防止の方法としては、ある程度幅を持たした方が良いと思う。

森林経営計画に鳥獣害の防止について示すこととなるが、同一区域内に複数の経営計画認定者がある場合もあり、計画ごとに鳥獣害防止の方法が違うことは、森林所有者に混乱を招く恐れもあるため、計画ごとに鳥獣害防止の方法を記載させるよりも、「伐採後、再造林を行う森林において鳥獣害防止の必要な対策を講じる。」とした方がよろしいと思われる。

(3)評価の方法について

鳥獣害防止の対策を講じた後に、鳥獣害の被害を受けないこと、計画的な森林整備が行われることが成果である。

まず鳥獣害防止の対策を行うことが1次評価であり、その維持管理に努めることが2次評価となり、対策後の状況調査の結果が3次評価となるものと思う。

実際には管理するものの負担が生じ、支援する方法を検討する必要があると思う。